



2024年度

運輸安全マネジメントの取り組みについて



株式会社 **桜交通**

私たち株式会社桜交通は、
「安全はすべてに優先する」という安全理念に基づき、
輸送の安全を確保するため「運輸安全マネジメント」を
全社員一丸となって取り組んでおります。

① 輸送の安全に関する基本的な方針

安全基本方針:「安全はすべてに優先する」

(1) 代表取締役は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、

社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。

また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に

踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底

させます。

(2) 輸送の安全に関する「計画の策定、実行、チェック、改善 (Plan Do Check Act)」を確実に

に実施し、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。

また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。当社では「安全の最優

先」「関係法令の遵守」「安全の推進と継続的改善」を安全理念として全社員が一丸となっ

て輸送の安全を確保します。

② 輸送の安全に関する重点施策

(1) 上記の輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、次に掲げる事項を実施しております。

- ① 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守いたします。
- ② 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- ③ 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
- ④ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有いたします。
- ⑤ 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施いたします。

(2) 持ち株会社及び傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努めます。

(3) 管理の受委託の実施にあたっては、受託事業者の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わないことと、更に受託事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において受託事業者の輸送の安全の向上に努めてまいります。

③ 2023年度事故統計

2023年度 自動車事故報告規則第二条に規定する事故	
人身事故	0件
物損事故	32件
車両故障による運行の中断	12件
健康起因による運行の中断	1件

④ 輸送の安全に関する目標及び2023年度達成状況

2024年度目標	道路交通事故による 死亡・重傷者の撲滅	前年度有責事故件数の 3割削減（前年度32件）	健康起因事故防止
	0件	22件	0件
2023年度目標	道路交通事故による 死亡・重傷者の撲滅	有責事故件数の削減	車両故障件数の半減
	0件	24件	9件
発生状況【実績】	0件	32件	12件

<道路交通事故による死亡・重傷者の撲滅>

2023年度は人身事故により運輸支局へ報告を要する重大事故の発生はありませんでした。今年度も重大事故ゼロを維持できるよう、さらなる安全運行に努めて参ります。

<有責事故件数の削減>

有責事故件数の2023年度目標は24件以下を掲げ取り組んで参りましたが、結果32件の発生となりました。

<車両故障件数の半減>

車両故障の発生は目標の9件に対して12件の報告となり、目標件数を上回りました。発生内容としては、新型車両におけるセンサー不良など予見できない事例が3件、そのほか車歴の古い車両を中心に部品の経年劣化とみられるトラブルが6件みられました。今後もセンサー不良についてはメーカーに対策を求めるとともに経年車両の予防整備強化に努め、さらなる故障防止を図って参ります。

⑤ 輸送の安全に関する目標

当社では、輸送の安全に関する目標を達成するために以下の項目を全社員一丸で取り組んでまいります。

① 道路交通事故による死亡・重傷者の撲滅（重大事故0件）

昨年度は、運輸支局へ報告を要する人身事故の発生はありませんでした。

高速バスを対象とした街頭指導や添乗調査を強化し安全性を再確認するとともに、乗務員への安全教育も強化し事故防止の取組みを一層充実させ、死亡や重傷者の撲滅と重大事故ゼロを目指します。

② 前年度有責事故件数の3割削減（22件以下）

昨年度は、有責事故の発生件数目標を24件以下として事故削減を目指して参りましたが、結果的に32件の発生となりました。

事故内容としては、直進時の事故と車庫内での事故がそれぞれ12件と最も多く、高速道上での工事パイロン接触や料金所バー接触など、漫然運転傾向がみられました。駐車場構内における事故とあわせて削減が強く求められること、また今年度については運行状況がコロナ禍以前の基準として目標を立て、一層の事故削減を目指して参ります。

③ 健康起因事故防止（0件）

昨年度は、健康起因事故による運輸支局への報告事案が1件発生しております。

乗務員の平均年齢上昇についても引き続き大きなリスクと捉え、健康起因事故ゼロを目標として参ります。

また、健康管理および健康状態の把握による安心安全な運行を重視し、点呼時における体温および血圧測定と記録などを通じ、日頃からの厳格な健康管理を続けて参ります。

今年度も通常健康診断受診に加えて心筋梗塞のリスクに備えた血液検査や3年周期の脳MRI検査実施のほか、インフルエンザ予防接種など多面的な取組みで乗務員の健康管理と維持に努め、事故防止に全力で取り組みます。

⑥ 輸送の安全に関する計画

輸送の安全に関する目標を達成するために、以下の計画を作成いたしました。

(1) 輸送の安全に関する目標を達成するために、毎月実施の乗務員指導及び年2回実施する乗務員全体研修を主とした、運行管理責任者と取締役との意見交換ならびに、輸送の安全に関する研修を行っております。

- ① 関係法令の遵守（労基法・改善基準告示については全社員対象）
- ② 輸送の安全に関する教育の実施（年2回全体研修として実施・月次乗務員指導教育）
- ③ 外部講師による運転者教育・健康管理教育（専門家や有識者によるWEB等での講義）
- ④ 積雪や凍結路など冬期の運転技術向上に向けた雪上運転実地研修
- ⑤ 避難誘導ならびに緊急事態対応に向けた実地訓練および応急救護に関する講習の実施



②乗務員全体研修（営業所小グループ開催）



②乗務員全体研修（営業所小グループ開催）



③運行管理責任者研修（本社で実施）



④雪上研修（群馬と福島で実施）

(2) 輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に教育及び研修を実施します。

① 乗務員教育

1. 計画に基づいた毎月の乗務員指導実施
2. ヒヤリ・ハット情報およびドライブレコーダー映像の全社共有とその活用(月次指導)
3. 乗務員教育(初任教育含)および定期研修(3年ごとに一般診断受診および2年ごとの適齢診断受診ならびに結果に基づく指導)
4. 救命救急に関する講習の受講(年間で全乗務員の3分の1以上受講予定)
5. 安全運転中央研修所「バス運転実技2日間コース」受講
6. NASVAネットを活用した適性診断受診の促進(グループ会社の南湖自動車学校およびAT LINER埼玉営業所を活用)
7. デジタルタコグラフを用いた安全・省エネ運転の評価(営業所ごとに個人評価)
8. 自動車学校と連携した事故惹起者訓練指導の実施

② 運行管理者・整備管理者教育(取締役含む)

1. 経営管理者層の教育(国土交通省ガイドラインセミナー・NASVA安全マネジメント講習など)
2. 運行管理者・運行管理補助者の教育(運行管理一般・基礎講習、適正診断活用講座、安全マネジメント関係講習など)
3. 事故防止に関するセミナー等の受講(営業所管理者対象に指導スキルの向上を図る)
4. 整備管理者の教育(整備管理者講習など)
5. 整備管理者会議の実施(所長会議とあわせて実施)と安全会議への参加

③ 飲酒運転防止教育

1. 毎月の乗務員指導で実施(規制薬物に関する指導含む)
2. 飲酒運転防止インストラクターの養成(営業所管理者対象)
3. 本人および家族への飲酒運転撲滅に関する協力要請文の展開(毎年継続)

④ 健康管理

1. 定期健康診断の実施（夜間業務従事者は年2回）
2. 健康診断結果による継続的な健康指導の実施
3. 管理責任者の人間ドック受診の実施
4. 睡眠時無呼吸症候群（SAS）の検査と結果に伴うアドバイス等
5. 運転従事者脳MRI健診の受診
6. 心筋梗塞など心不全予見の血液検査（BNP検査）
7. 規制薬物使用検査の実施
8. 全営業所におけるストレスチェックの実施と管理者の教育
9. インフルエンザ予防接種の実施
10. 健康通信による健康意識向上の発信（年3回）

⑤ その他取り組む事項

1. 停留所やSA・PA等ならびに休憩仮眠施設での現地視察指導および添乗調査の実施
2. デジタル式運行記録計による評価および指導の実施
3. 全社員の運転記録証明書の取得及び確認（年1回）
4. 内部監査の実施（高速路線バスの受託運行会社訪問調査を含む）
5. 外部評価機関による安全マネジメント評価の実施
6. 運輸防災マネジメントによる災害時対策とBCPマニュアルの継続運用
7. 死角カメラの設置（取組の継続）

(3) 安全の日

毎年12月3日を安全の日と定め、事故の再発防止への決意を一同が共有し、被害に遭われた方へ黙祷を捧げ哀悼の意を表します。

また、グループ全体でバス会社の経営トップをはじめ、役員ならびに各営業所の統括運行管理者が一堂に会するグループ全社会議を実施します。

これは、2017年12月3日に発生したグループ会社での人身死亡事故を受け、グループ内初の第一当事者となった死亡事故として今後決して風化させないよう、毎年を取組みを振り返り戒めることにより、再発防止と安全運行の促進を図る取組として、毎年継続して開催します。

なお、2023年度においても新型コロナウイルス感染拡大による情勢を考慮し、遠方の営業所についてはWebでの参加によるリモートでの開催となりました。



リモート開催での黙祷の様子(桜交通本社)



代表取締役による事故防止に関する決意表明

(4) 事故発生の速やかな伝達と注意喚起

事故発生に際し、事故内容に応じて各営業所にフラッグを掲げる取組みを継続して実施します。

フラッグは、営業所点呼実施場所や出入り口などの乗務員が目につく場所に掲げるもので、旗色により視覚的に変化をつけることで発生した事故が対人か対物か、または重大インシデントかを色で区別します。さらに点呼時の注意喚起をより明確にすることで、注意力の向上を図り安全意識を高めることで、事故の続発や多発の抑止を高めて参ります。

⑦ 運輸の安全に係る内部監査の結果 並びにそれに基づいた改善措置

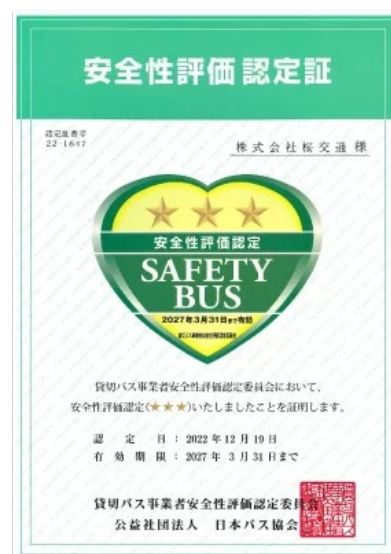
安全管理規定に基づき、2023年11月から2024年3月にかけて輸送の安全に関する内部監査を実施した結果、全営業所で法令違反等の重大な指摘事項はありませんでした。

今後も引き続き、厳格な内部監査の実施と更なる安全性向上のための改善に取り組んでまいります。

⑧ 貸切バス事業者安全性評価の三ツ星認定

日本バス協会の「貸切バス事業者安全性評価認定委員会」において、高いレベルでの安全確保への取り組みと持続性が評価され、2022年12月19日付けで三ツ星事業者の認定をいただいております。

今後は最高位となる五ツ星に認定されるよう、一層気を引き締め、安全運行と安全管理の徹底に励んで参ります。



⑨ 安全統括管理者

安全統括管理者の選任は以下のとおりです。

常務取締役 小櫻 和光

● 別掲載内容【WEBサイトのリンク先を参照ください】

- ◆ 運輸防災マネジメントの取組方針について
- ◆ 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統図
- ◆ 事故・災害等に関する報告連絡体制図
- ◆ 安全管理規程
- ◆ 輸送の安全に関する教育及び研修の実績
- ◆ 運輸安全マネジメントの実施【バックナンバー】